

輸入品を取り扱う関係事業者団体のみなさまへ

石綿含有製品等の輸入禁止の徹底に係るパンフレットの周知依頼について

平素より、労働基準行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿含有製品等」という。)については、平成18年9月1日から、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第55条の規定に基づき、製造、輸入、譲渡、提供又は使用(以下「製造等」という。)が禁止されているところです。

これまで、平成18年8月23日付け基発第0823003号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の周知について」、平成19年3月16日付け基安発第0316001号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」、平成22年2月12日付け基安発0212第1号「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」及び平成23年1月27日付け基安発0127第1号「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」を発出する等、石綿含有製品等の製造等の禁止について周知徹底をお願いしてきたところです。

石綿等を含有していないことの確認が不十分であったことにより、石綿含有製品が輸入された事案が散見されたことから、今般、さらなる徹底を図るため、石綿含有製品等の輸入禁止の徹底に係るパンフレット※を作成いたしました。これらパンフレットについて貴団体の機関誌等を通じて周知いただき、貴会会員に対して、法令の遵守の徹底について引き続き指導していただくようお願いいたします。

※ 別添パンフレット(裏面英語版、中国語版)は厚生労働省のホームページに近日掲載される予定です。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/index.html>

平成24年1月

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課